

改正案	現行
<p>(金庫の子会社の範囲等) 第十条の五 (略)</p> <p>2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十二条第三項各号又は法第五十四条第四項各号に規定する業務（法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、<u>第四号</u>、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二 (略)</p> <p>三の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第一条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる業務を行う業務</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第十条の五 (略)</p> <p>2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十二条第三項各号又は法第五十四条第四項各号に規定する業務（法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、<u>次号</u>、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二 (略)</p> <p>(新設)</p>

四、三十六 (略)
三、七 (略)

四、三十六 (略)
三、七 (略)